

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

1. 資	產	額	88,878 千円
2. 負	債	額	79,737 千円
3. 純	資	産	9,141 千円

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,994
B 固 定 資 産	43,884
C 資 産 合 計 (A + B)	88,878
D 負 債 合 計	79,737
E 純 資 産 (C - D)	9,141

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (☐ 法人所有 ☒ 賃貸 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建物 (☐ 法人所有 ☐ 賃貸 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 徳治会
所在地 福岡市南区五十川 2 丁目 2 6 番 6 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和 7 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,994	I 流 動 負 債	13,835
II 固 定 資 産	43,884	II 固 定 負 債	65,902
1 有 形 固 定 資 産	35,677	負 債 合 計	79,737
2 無 形 固 定 資 産	1,196	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	7,011	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	141
		純 資 産 合 計	9,141
資 産 合 計	88,878	負債・純資産合計	88,878

法人名 医療法人 徳治会
所在地 福岡市南区五十川2丁目26番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 7年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	124,612
2 事業費用	127,857
本来業務事業損失	3,245
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,245
II 事業外収益	871
III 事業外費用	438
經常損失	2,812
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,812
法人税等	74
当期純損失	2,886

事業報告書

(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 7年 4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 徳治会
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)	
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人	
☐ 出資額限度法人 ☒ その他	
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用	

(2) 事務所の所在地	福岡市南区五十川2丁目26番6号
-------------	------------------

(3) 設立認可年月日	平成 13 年 11 月 7 日
-------------	---------------------------

(4) 設立登記年月日	平成 13 年 12 月 7 日
-------------	---------------------------

(5) 役員及び評議員

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	MOTOKI DENTAL CLINIC	4031232798	福岡市南区五十 川2丁目26番6 号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 6 月 18 日	令和5年度決算の決定
令和 7 年 4 月 25 日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
令和 年 月 日	

法人名 医療法人 徳治会
所在地 福岡市南区五十川2丁目2番6号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳治会
理事長 石川 太樹 殿

私は、医療法人 徳治会の令和 6 会計年度（令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 6 月 25 日
医療法人 徳治会
監事 石川 輝枝